

会則改正について

改正理由

1. 会則 第3章 機関 第17条（役員等の選出並びに任期）
第5章 会計 第19条（会費）

県事研の会則に準じた改正をするため

令和7年4月1日改正（同日より実施）

案

新旧対照表（東三河公立小中学校事務職員研究会会則）

新	旧
第3章 機関 （役員等の選出並びに任期） 第17条 略 一 会長は理事会の推薦により総会において <u>選出する。</u> 二～四 略	第3章 機関 （役員等の選出並びに任期） 第17条 略 一 会長は全会員の投票または推薦により <u>選出する。</u> 二～四 略
第5章 会計 （会費） 第19条 略 2 会費は1名につき1会計年度5,000 <u>円とする。ただし必要が生じた場合は総会</u> <u>の承認を得て臨時に徴収することができる。</u> 3 再任用事務職員等の会費については、週 <u>38時間45分の勤務者は5,000円、週</u> <u>19時間20分の勤務者は2,500円と</u> <u>する。</u> 4 略	第5章 会計 （会費） 第19条 略 2 会費は1名につき1会計年度5,500 <u>円とする。ただし必要が生じた場合は総会</u> <u>の承認を得て臨時に徴収することができる。</u> 3 再任用事務職員の会費については、週3 <u>8時間45分の勤務者は5,500円、週</u> <u>19時間20分の勤務者は2,750円と</u> <u>する。</u> 4 略